**介護サービス事業者**

**自主点検表**

**地域密着型通所介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１の１　指定地域密着サービスの事業の一般原則 | □　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。　　　◆平１８厚労令３４第３条第１項　□　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。　　　◆平１８厚労令３４第３条第２項□　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。　　◆平１８厚労令３４第３条第３項□　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。　　◆平１８厚労令３４第３条第４項 | 適・否 | 責任者等体制【　有 ・ 無　】研修等実施【　有 ・ 無　】 |
| 第１の２　基本方針＜法第７８条の３第１項＞ | □　要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。　　◆平１８厚令３４第１９条 | 適・否 | 特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか |
| 第１の３　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。□　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。 | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準<法第７８条の４第１項>１　通則 | □　指定地域密着型通所介護の「単位」について ◆平１８解釈通知第３の二の二の１(１)① 指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいう。　　例えば、次のような場合は２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 ア　指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた２つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われていると言えない場合 イ　午前と午後で別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合◎　利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）①　◎　延長サービスを行う場合の人員配置　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）②　　８時間以上９時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従事者を配置すること。◎　生活相談員、介護職員及び看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定められたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員数の員数は問わないものである。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）③ | 適・否 | 地域密着型通所介護単位数：　　　単位定員：　　　　　人定員：　　　　　人 |
| ２　生活相談員 | □　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　　◆平１８厚令３４第２０条第１項第１号　◎　指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）④　【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】　　提供日ごとに確保すべき勤務延時間数　≧　提供時間数例1．1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。例2. 午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。　　　なお、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。　　　ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な　　相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認め　　られるものである。　　*Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.２　問12*　　*サービス担当者会議に出席するための時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。**Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問49**生活相談員の勤務延時間に認められる「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」の例**・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合**・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。*　◎　社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（２） | 適・否 | 生活相談員　　　　　　　　人氏名資格うち常勤者　　　　　　　　人提供日ごとに左記計算式を確認(H24Q&A vol.1 問65) |
| ３　看護職員 | □　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　　◆平１８厚令３４第２０条第１項第２号　◎　指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。　　ア　指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合提供時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。　　イ　病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。　　　　なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。　　　　◆平１８解釈通知第３の２の２の１（１）⑥　　*Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問30**地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上の配置が求められる看護職員（中重度者ケア体制加算）、認知症介護実践者研修等の修了者（認知症加算）は、日ごと又は１日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員（認知症介護実践者研修等の修了者）を１名以上配置していること」を満たすこととなる。*　　*Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問50*　　*健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。**また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできな　いが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。*　　*Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.６　問３（抜粋）**看護職員（看護師・准看護師）の配置基準については、平成27年度介護報酬改定において、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、他の医療機関等の看護職員とサービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されている取り扱いとしたところである。**しかしながら、やむを得ず看護職員の確保が困難となった場合には、速やかに人員確保をするべきであるものの、看護職員が確保されるまでの間、看護職員が行うバイタルチェックなどの健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務について、医師又は歯科医師が代替して行うことは可能であると解することとして差し支えない。小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置基準についても同様とする。**また、この場合、これらのサービスにおいて看護職員又は介護職員等の配置を要件とする加算のうち、通所介護、地域密着型通所介護の認知症加算及び口腔機能向上加算並びに小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算については、看護職員又は介護職員等の業務を医師又は歯科医師が代替して行うことが可能であると解することとして差し支えないが、各々の加算要件を変更するものではないことから、勤務形態等その他要件はすべて満たす必要があるので留意されたい。*　　*R30Ｑ＆Ａ　Vol.３　問45**①　指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所（定員が11名以上である事業所に限る）における取扱い**－　看護職員の配置基準は、指定通所介護（指定地域密着型通所介護）の単位ごとに、専ら当該指定通所介護（ 指定地域密着型通所介護）の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められている。**－　機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介 護事業所ごとに１以上と定められている。看護職員、機能訓練指導員とも配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。**②　指定地域密着型通所介護事業所(定員が10名以下である事業所に限る)における取扱い**－　看護職員の配置基準は介護職員と一体のものとして定められており、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められている。**－　機能訓練指導員の配置基準は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに１以上と定められている。看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所にあっては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。（機能訓練指導員として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。）* | 適・否 | 看護職員　　　　　　　　人氏名サービス提供日ごとの配置となっているか専従時間以外の連携内容病院等と連携している場合・契約締結　【　有 ・ 無　】・利用者の容態急変時　の連絡体制　【　有 ・ 無　】 |
| ４　介護職員 | □　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者（当該事業者が法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下同じ。）の数が15人までは１以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　　◆平１８厚令３４第２０条第１項第３号　　**勤務延時間数　≧****平均提供単位時間数 × ((利用者数 － 15) / 5 ＋ 1)** | 適・否 | 介護職員　　　　　　　　人うち常勤者　　　　　　　　人単位・提供日ごとに以下を確認(H24Q&A vol.1 問65)※減算規定あり□　勤務延時間数　≧平均提供単位時間数×((利用者数-15)/5＋1)□　常時1名以上確保されているか。 |
| ５　機能訓練指導員 | □　１以上となっているか。　　◆平１８厚令３４第２０条第１項第４号□　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行　う能力を有する者となっているか。なお、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。　　　◆平１８厚令３４第２０条第６項 ◎　「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者である。　　　ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（３） | 適・否 | 機能訓練指導員　　　　　　　　人氏名資格 |
| ６　常勤職員の確保 | □　生活相談員又は介護職員のうち１人以上は常勤となっているか。　　　◆平１８厚令３４第２０条第７項　◎　同一事業所で複数の単位の指定地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）⑧ | 適・否 | うち常勤従業者　　　　　　　　人 |
| ７　利用定員が10人以下である場合 | □ 上記第２の３及び４の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　　　◆平１８厚令３４第２０条第２項◎　生活相談員、介護職員及び利用定員が10人以下である場合の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定められたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員数の員数は問わないものである。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）③□ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっているか。　　◆平１８厚令３４第２０条第７項　◎　同一事業所で複数の単位の指定地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従事者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）⑧ | 適・否 | 生活相談員　　　　　　　　人看護職員及び介護職員　　　　　　　　　人うち常勤従業者　　　　　　　　人単位・提供日ごとに以下を確認□　看護・介護職員勤務時間数合計数　≧　提供単位時間数□　(看護職員又は介護職員が）常時1名以上確保されているか |
| ８　介護職員等の確保 | □　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員（７の場合にあっては、看護職員又は介護職員。　　６及び９において同じ。）を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させているか。　　◆平１８厚令３４第２０条第３項◎　介護職員等については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに常時１人以上確保することとされているが、これは介護職員等が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）⑤ | 適・否 | 単位ごとに確認 |
| ９　他の単位との兼務 | □　上記第２の２～５及び７の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。　　◆平１８厚令３４第２０条第４項◎　例えば複数の単位の指定地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に１人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の１（１）⑤ | 適・否 |  |
| 10　第１号通所事業との兼務 | □　指定地域密着型通所介護事業者が第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、当該各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、南丹市の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、上記第２の２から９に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。　　◆平１８厚令３４第２０条第８項 | 適・否 |  |
| 11　管理者 | □　指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。　　ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。　　◆平１８厚令３４第２１条　◎　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）　　　◆平１８解釈通知第３の２の２の１（４） | 適・否 | 氏名：　　　　　　兼務：( 有 ・ 無 )兼務の内容 |
| 第３　　設備に関する基準＜法第７８条の４第２項＞１　設備及び備品等 | □　事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（※）並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。　　◆平１８厚令３４第２２条第１項　◎　事業所とは、指定地域密着型通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定地域密着型通所介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用する。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の２（１）　　※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の２（３）□　専ら当該事業の用に供するものとなっているか。　　ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限りでない。　　◆平１８厚令３４第２２条第３項□　指定地域密着型通所介護事業者が、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に南丹市長に届け出るものとする。　　　◆平１８厚令３４第２２条第４項　◎　指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に南丹市長に届け出る必要があり、届出内容については、別紙様式（解釈通知）によるものとする。　　　また、指定地域密着型通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を京都府に報告し、京都府は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。　　　指定地域密着型通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に南丹市長に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の１月前までに南丹市長に届け出るよう努めることとする。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の２（５） | 適・否 | 宿泊サービスの実施【　有 ・ 無　】 |
| ２　設備の基準 | □　食堂及び機能訓練室　　◆平１８厚令３４第２２条第２項第１号　　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方㍍に利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。　　ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。　◎　指定地域密着型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではない。ただし、地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の２（２）　◎　地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と、地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。　　◆平１８解釈通知第３の２の２の２（４）　　ア　当該部屋等において地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること　　イ　地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。　　ウ　玄関、廊下、階段、送迎車輌など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。□　相談室　　◆平１８厚令３４第２２条第２項第２号　　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。 | 適・否 | ３㎡×利用定員＝　　　　　　　　　㎡現面積＝　　　　　　　　　㎡遮へい物等でプライバシー確保しているか |
| ３　第１号通所事業との兼用 | □　指定地域密着型通所介護事業者が第20条第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、南丹市の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、上記第３の１及び２に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。　◆平１８厚令３４第２２条第５項 | 適・否 |  |
| 第４　運営に関する基準＜法第７８条の４第２項＞１　内容及び手続の説明及び同意 | □　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３４第３条の７準用 ◎　記載すべき事項は以下のとおり。　◆平１８解釈通知第3の一の４（２）準用 ア　運営規程の概要 イ　地域密着型通所介護従業者の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。　　□　同意は書面によって確認しているか。（努力義務）　　　◆平１８解釈通知第3の一の４（２）準用 | 適・否 | 苦情申立窓口に以下の記載に漏れがないか□通常の事業の実施地域に係る市町村(高齢福祉課又は各支所)□国民健康保険団体連合会運営規程と不整合がないか□職員の員数□営業日・営業時間□通常の事業の実施地域□利用料・その他費用※契約書は努力義務 |
| ２　提供拒否の禁止 | □　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。　　　◆平１８厚令３４第３条の８準用　　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３）準用　◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３）準用　　①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合　　②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　③　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | 適・否 | 事例【　有 ・ 無　】 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | □　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の９準用 | 適・否 | 地域外からの申込【　有 ・ 無　】 |
| ４　受給資格等の確認 | □　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１０第１項準用□　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。　　　◆法７８条の３第２項、平１８厚令３４第３条の１０第２項準用 | 適・否 | 記載例【　有 ・ 無　】 |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | □　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１１第１項準用□　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１１第２項準用 | 適・否 | 事例【　有 ・ 無　】事例【　有 ・ 無　】 |
| ６　心身の状況等の把握 | □　サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。　　◆平１８厚令３４第２３条 | 適・否 | やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか |
| ７　指定居宅介護支援事業者等との連携 | □　サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１３第１項準用□　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の１３第２項準用 | 適・否 |  |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | □　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１４準用 | 適・否 | 事例【　有 ・ 無　】 |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | □　居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の１５準用 | 適・否 |  |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | □　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１６準用　◎　サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（１０）準用 | 適・否 |  |
| 11　サービスの提供の記録 | □　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。◆平１８厚令３４第３条の１８第１項準用　　◎　利用者の居宅サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項　　◆平１８解釈通知第３の一の４（１２）①準用 ア　サービスの提供日 イ　内容 ウ　保険給付の額　　エ　その他必要な事項□ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。　　◆平１８厚令３４第３条の１８第２項準用　　　◎　記録すべき事項　　◆平１８解釈通知第３の一の４（１２）②準用 ア　サービスの提供日　※サービス開始及び終了時刻含む。 イ　内容　　ウ　利用者の心身の状況　　エ　その他必要な事項 ◎　その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（１２）②準用 | 適・否 | 個人記録の確認記録なければ提供なしとみなす |
| 12　利用料等 1の受領 2 3　　　　　　4　　　　　　5　　　　　　6　　　　　　7 | □　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　　　◆平１８厚令３４第２４条第１項□　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。　　　◆平１８厚令３４第２４条第２項◎　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けて　　はならない。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（１３）②準用□　上記の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる以下の費用の額以外の額の支払を受けているか。　◆平１８厚令３４第２４条第３項ア　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用イ　当該サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用ウ　食事の提供に要する費用エ　おむつ代オ　ア～エに掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用◎　保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１）②◎　オの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。　◆平１２老企５４号□　上記のウの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」の定めるところによる。　　◆平１８厚令３４第２４条第４項□　ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。　◆平１８厚令３４第２４条第５項 ※　当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。 ※　上記アからオに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。　　◆平１２老振７５、老健１２２連番□　サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。　　◆法第４１条第８項□　領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。　　◆施行規則第６５条 | 適・否 | 償還払の対象【　有 ・ 無　】その他利用料の内容・・・ |
| 13　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の２０準用 | 適・否 | 事例【　有 ・ 無　】 |
| 14　基本取扱方針 | □　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。　　◆平１８厚令３４第２５条第１項□　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。　　◆法７８条の３第１項、平１８厚令３４第２５条第２項 | 適・否 | 自主点検【　有 ・ 無　】直近:　　年　　月第三者評価【　有 ・ 無　】直近:　　年　　月 |
| 15　具体的取扱方針 | □　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。　　◆平１８厚令３４第２６条第１号　◎　個々の利用者に応じて作成されたサービス計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（２）①　◎　事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができる。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（２）⑤　　ア　あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。　　イ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。□　指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者それぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮しているか。　　◆平１８厚令３４第２６条第２号　◎　利用者が日常生活を送るうえで自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復する等の効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう、必要な援助を行っているか。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（２）⑥□　サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、必要な援助を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第２６条第３号□　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。　　◆平１８厚令３４第２６条第４号　◎　地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含め説明すること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（２）②□　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。　◆平１８厚労令３４第２６条第５号□　上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しているか。　　　◆平１８厚労令３４第２６条第６号　◎　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。　　　また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。　　　なお、当該記録は、５年間保存しなければならない。　　　◆平１８解釈通知第３の２の２の３（２）③□　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第２６条第7号□　常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。　　特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。　　　◆平１８厚令３４第２６条第8号　◎　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとしてサービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（２）④ | 適・否 | 屋外サービス【　有 ・ 無　】屋外サービスの内容身体的拘束事例【　有 ・ 無　】左記項目が記録されているか |
| 16　地域密着型通所介護計画の作成 | □　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。　　◆平１８厚令３４第２７条第１項◎　介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（３）①◎　地域密着型通所介護計画は、サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（３）②□　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。　　　◆平１８厚令３４第２７条第２項 ◎　地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（３）③　◎　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービス提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービスを作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（１７）⑫準用□　管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３４第２７条第３項　◎　地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（３）④ ◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（３）⑤□　管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。　　◆平１８厚令３４第２７条第４項□　それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第２７条第５項 | 適・否 | 地域密着型通所介護計画【　有 ・ 無　】主な計画作成者　　　　　　　　　　交付したことを確認できる記録【　有 ・ 無　】評価・実施状況の記録【　有 ・ 無　】 |
| 17　利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の２６準用　①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 事例【　有 ・ 無　】 |
| 18　緊急時等の対応 | □　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第１２条準用 | 適・否 | マニュアル【　有 ・ 無　】 |
| 19　管理者の責務 | □　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。　　◆平１８厚令３４第２８条第１項□　管理者は、当該事業所の従業者に、本主眼事項第４の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　　◆平１８厚令３４第２８条第２項 | 適・否 |  |
| 20　運営規程 | □　事業所ごとに、以下の事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。　　◆平１８厚令３４第２９条ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）　　　◆平１８解釈通知第３の一４（２１）①準用ウ　営業日及び営業時間　◎　８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を明記すること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（５）①エ　サービスの利用定員　◎　同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（５）②オ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額　◎　「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（５）③カ　通常の事業の実施地域　◎　客観的にその区域が特定されるものとする。　　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）⑤キ　サービス利用に当たっての留意事項　◎　利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（５）④ク　緊急時等における対応方法ケ　非常災害対策　◎　非常災害に関する具体的計画を指すものであること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（５）⑤コ　虐待防止のための措置に関する事項　◎　本主眼事項第４の３３の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）⑥準用サ　その他運営に関する重要事項 | 適・否 | 変更ある場合、変更届が出されているか（人員のみなら4/1付で可）重要事項説明書と不整合がないか□職員の員数□営業日・営業時間□通常の事業の実施地域□利用料・その他費用 |
| 21　勤務体制・研修機会の確保等 | □　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。　　◆平１８厚令３４第３０条第１項◎　原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（６）①□　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。　　◆平１８厚令３４第３０条第２項　◎　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（６）②□　従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。　　　◆平１８厚令３４第３０条第３項□　その際、事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護支援専門員、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３０条第３項　◎　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。　　◆平１８解釈通知第３の２の２の３（６）③□　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３０条第４項　◎　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。　　　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれることに留意すること。　　ア　事業主が講ずべき措置の具体的な内容　　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。　　　・　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　　・　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。　　　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（資本金5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。。　　イ　事業主が講じることが望ましい取組　　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として以下が規定されている。　　　・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）　　　・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）　　　　介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２２）⑥準用 | 適・否 | 委託業務【　有 ・ 無　】あれば内容及び委託先研修機会の確保【　有 ・ 無　】ハラスメント対策の実施【　有 ・ 無　】カスタマーハラスメント対策の実施【　有 ・ 無　】 |
| 22　業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第1項準用□　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　　◆平１８厚労令３４第３条の３０の２第２項準用□　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚労令３４第３条３０の２第３項準用　◎　感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）①　◎　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うこととしても差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）①　◎　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、すべての従業者が参加できるようにすることが望ましい。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）①　◎　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）②　　　ア　感染症に係る業務継続計画　　　　・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　　　・初動対応　　　　・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　　　イ　災害に係る業務継続計画　　　　・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　　　・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　　　・他施設及び地域との連携　◎　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）③　◎　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）③　◎　研修の実施内容についても記録すること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）③　◎　感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）③　◎　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）④　◎　感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）④　◎　災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）④　◎　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（７）④□　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第３項準用 | 適・否 | 業務継続計画の有無・感染症【　有 ・ 無　】・災　害【　有 ・ 無　】□研修の実施（年1回以上必要）【感染症】実施日　　年　　月　　日【災害】実施日　　年　　月　　日□訓練の実施（年1回以上必要）【感染症】実施日　　年　　月　　日【災害】実施日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無【　有 ・ 無　】見直しの頻度（　　　　　　　） |
| 23　定員の遵守 | □　災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。　　◆平１８厚令３４第３１条 | 適・否 |  |
| 24　非常災害対策 | □　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３２条第１項　◎　非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（８）①　◎　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（８）①　◎　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。 　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（８）①□　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。　　◆平１８厚令３４第３２条第２項　◎　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたもの。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（８）②　◎　地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（８）②　◎　訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（８）② | 適・否 | 計画【　有 ・ 無　】訓練実施記録の確認（年2回以上実施か）【実施日】　年　　月　　日 　年　　月　　日 <内容>・消　防（有・無）・風水害（有・無）・地震等（有・無） |
| 25　衛生管理等 | □　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３３条第１項 ◎　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①イ ◎　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①ロ ◎　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①ハ□　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３３条第２項　　ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　　ウ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。　◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、次の取扱いとすること。　　　ア　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会　　　　・当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。　　　　・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。　　　　・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。　　　　・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。　　　　・感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。　　　　・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　　　　・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。　　　　・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。　　　　・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要。　　　ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　　　・従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。　　　　・職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策の研修を実施することが望ましい。　　　　・研修の内容について記録することが必要。　　　　・研修は、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じ行うこと。　　　　・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要。　　　　・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。　　　　・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である　　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）②　◎　他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）② | 適・否 | 食従業者の健康診断【　有 ・ 無　】感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（おおむね６月に１回開催が必要）開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日結果の周知方法感染対策担当者名（　　　　　　　）指針【　有 ・ 無　】研修及び訓練の開催（年１回以上必要）【研修】開催日　　年　　月　　日【訓練】開催日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無【　有 ・ 無　】 |
| 26　掲示 | □　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３２第１項準用□　重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。　　◆平１８厚労令３４第３条の３２第２項準用□　原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。　　　◆平１８厚労令３４第３条の３２第３項準用 | 適・否 | ）ウェブサイトへの掲載の有無　【　有 ・ 無　】（令和７年度から義務化） |
| 27　秘密保持等 | □　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　　◆平１８厚令３４第３条の３３第１項準用□　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３３の第２項準用 ◎　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２６）②準用　※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第１６条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。□　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３３の第３項準用　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。　◆平１８解釈通知第３の一の４（２６）③準用 | 適・否 |  |
| 28　広告 | □　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。　　◆平１８厚令３４第３条の３４準用 | 適・否 | 広告【　有 ・ 無　】 |
| 29　指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | □　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。　　◆平１８厚令３４第３条の３５準用 | 適・否 |  |
| 30　苦情処理 | □　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第１項準用　◎　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２８）①準用□　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第２項準用　◎　苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。　　◆平１８解釈通知第３の１の４（２８）②準用□　提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は南丹市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。　　また、利用者からの苦情に関して南丹市が行う調査に協力するとともに、南丹市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第３項準用□　市町村からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市町村に報告しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第４項準用□　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第５項準用□　国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６条第６項準用 | 適・否 | マニュアル【　有 ・ 無　】相談窓口及び担当者名（　　　　　　　）苦情の事例【　有 ・ 無　】直近事例　　　年　　月事例【　有 ・ 無　】直近事例　　　年　　月事例【　有 ・ 無　】直近事例　　　年　　月 |
| 31　地域との連携 | □　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センター職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。　　　◆平１８厚令３４第３４条第１項　◎　地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①　◎　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①　◎　テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①　◎　指定地域密着型通所介護と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①　◎　運営推進会議の効率化や、事業所間ネットワーク形成の促進等の観点から、次に揚げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①　　ア　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報･プライバシーを保護すること。　　イ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。□　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成し公表しているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第２項□　地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第３項□　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第４項　◎　市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２９）④準用□　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者がいる場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めているか。　　　◆平１８厚令３４第３４条第５項　◎　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、本主眼第４の第２項の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２９）⑤準用 | 適・否 | 過去１年間の運営推進会議開催回数　　　　　　回中会議録　　　　　　回分有利用者等　　　　　　回出席地域住民　　　　　　回出席市職員又は地域包括支援センター職員　　　　　　回出席知見を有する者　　　　　　回出席合同開催事例【　有 ・ 無　】有の場合、運営推進会議録への理由の記載【　有 ・ 無　】会議録の公表方法（　　　　　　　）事業所と同一の建物に居住する利用者へのサービス提供【　有 ・ 無　】 |
| 32　事故発生時の対応 | □　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３５条第１項　◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１１）①□　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。　　◆平１８厚令３４第３５条第２項　◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１１）③□　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　◆平１８厚令３４第３５条第３項　◎　損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１１）②□　夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（平18厚令34第22条第４項に規定する「宿泊サービス」）の提供により事故が発生した場合は、上記に準じた必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３５条第４項 | 適・否 | マニュアル【　有 ・ 無　】事故の発生【　有 ・ 無　】ヒヤリハット【　有 ・ 無　】賠償保険加入【　有 ・ 無　】保険名： |
| 33　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３８の２準用　ア　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。　イ　虐待防止のための指針を整備しているか。　ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。　エ　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。　◎　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定地域密着型通所介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３１）　　　ア　虐待の未然防止　　　　　高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第１の１の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。　　　イ　虐待の早期発見　　　　　虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。　　　ウ　虐待等への迅速かつ適切な対応　　　　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定地域密着型通所介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。　◎　虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の１の４（３１）準用　　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）　　　「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、こと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　　ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　　　イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　　　ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　オ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　キ　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること　　②　虐待の防止のための指針(第２号)　　　指定地域密着型通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　　　ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　　　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　　　ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　カ　成年後見制度の利用支援に関する事項　　　キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項　　③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）　　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定地域密着型通所介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域密着型通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。　　④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）　　　指定地域密着型通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | 適・否 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催【　有 ・ 無　】開催日　　年　　月　　日虐待の防止のための指針【　有 ・ 無　】□左記の必要な項目が網羅されているか虐待防止のための研修（年１回以上必要）実施日　　年　　月　　日新規採用時の虐待の防止のための研修の有無【　有 ・ 無　】担当者名（　　　　　　　） |
| 34　会計の区分 | □　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３９準用□　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。　　◆平１３老振１８ | 適・否 |  |
| 35　記録の整備 | □　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　　　◆平１８厚令３４第３６条第１項□　利用者に対するサービスの提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。　　　◆平１８厚令３４第３６条第２項、◆平２４市条例２２第７７条第２項ア　地域密着型通所介護計画イ　本主眼事項第４の11に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ　本主眼事項第４の15の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ　本主眼事項第４の17に規定する市町村への通知に係る記録オ　本主眼事項第４の30に規定する苦情の内容等の記録カ　本主眼事項第４の32に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録キ　本主眼事項第４の31に規定する報告、評価、要望、助言等の記録　◎　「その完結の日」とは、上記アからカまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、上記キの記録については、基準第34 条第１項の運営推進会議を開催し、同条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。　　　◆平１８解釈通知第３の２の２の３（１３） | 適・否 | 市条例により５年間保存であることに留意 |
| 36　電磁的記録等 | □　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定 されている又は想定されるもの（本主眼事項第４の４及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。　　◆平１８厚令３４第１８３条第１項□　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。　　◆平１８厚労令３４第１８３条第２項 |  |  |
| 第５　変更の届出等<法第７８条の５> | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を南丹市長に届けているか。□　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | 適・否 |  |

　※「厚令」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日　厚生労働省令第34号）を指します。

　※「解釈通知」とは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日　老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）を指します。

　※「市条例」とは、「南丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第22号）を指します。